※今年度すでに申請をされている方は2回目の申請はできません。

期限延長

高校生等奨学給付金（私立）

※返済は不要です

令和8年度　通常給付（専攻科）

制度の概要

三重県では、生計維持者が負担すべき授業料以外の教育費を支援するため、返済不要の「高校生等奨学給付金」を給付します。

給付を受けることができる世帯

◎令和8年7月1日現在で次の要件をすべて満たす世帯が対象です。

① 生計維持者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が
　（ア）　非課税（0 円）である世帯又は
　（イ）　105,500円未満の世帯又は
　（ウ）　264,500 円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯であること
② 生計維持者が三重県内に住所を有している。（生計維持者のいずれかが海外に在住している場合は除く）
③ 生徒が専攻科の生徒への修学支援に支給を受ける資格を有する。（特別支援学校を除く）

給付額等

◎給付額は、世帯の状況により変わります。（下記表参照）

世 帯 種 別	給 付 額
（ア）所得割額が非課税（0 円）の世帯	52, 100 円
（イ）所得割額が105, 500円未満の世帯 ※（ア）を除く	17, 370 円
（ウ）所得割額が 264, 500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯 ※（ア）（イ）を除く	13, 030 円

※修学支援制度の対象外となる、外国籍の生徒（令和8年度新入生である留学生を除く）は、（イ）（ウ）は非課税世帯（ア）の 1/5 での給付となります。

申請方法

要件をすべて満たす世帯は、下記ホームページからダウンロードし、必要項目を記入の上、各証明書類等とともに三重県私学課に提出してください。

様式等は三重県私学課 HP
（https://www.pref.mie.lg.jp/common/04/ci600005830.htm）をご確認ください。

提出期限

◎令和8年11月30日（月）私学課必着（消印ではないのでご注意ください）

※申請期限を過ぎての申請は、理由を問わず一切受付できなくなるので、余裕をもって申請してください。

申請書提出先

三重県私学課へ申請者の方が直接下記住所へ郵送してください。

〒514-8570　三重県津市広明町 13 番地
三重県環境生活部私学課　奨学給付金担当

※提出書類の不足や不備等がある場合は申請が却下される場合がありますので、提出前に十分に確認をしてください
※郵送する際は簡易書留等の記録が残る方法で送付してください。

奨学給付金の受取りついて

・奨学給付金は、県から直接ご指定の口座に振り込みます。（ただし学校に受領を委任した場合は、学校へ直接振り込みます）
・通常給付は3月までに振り込む予定です。
・振込日については給付決定通知と一緒にお知らせします。通知が届くまでお待ちください。
※奨学給付金の振込口座については、控えを取る等して必ず忘れないようにしてください。
（個人情報となりますので、お問合せには回答できませんのでご了承ください。）
※給付決定通知が届く前に県へ振込日のお問い合わせをいただいても、お答えできませんのでご了承ください。

お問い合わせ先

三重県環境生活部私学課奨学給付金担当
TEL　059-224-2161　受付時間　　平日　9:00～12:00　　13:00～17:00

※県立高等学校等に在籍する生徒の場合は三重県教育委員会事務局教育財務課奨学給付金担当
電話 059-224-2827　へお問い合わせください。